

# 危険な空き家等を解体する方へ補助します (金沢市危険空き家等除却費補助金)



## 制度の概要

地域の課題となっている危険な空き家等を解体し、周辺的生活環境の保全を図るため、所有者が自ら行う空き家等の解体(除却)工事の費用の一部を助成します。

## 補助の対象

市の現地調査により、周辺への生活環境を阻害していると認められるもので、一定基準以上の危険度があると判定された空き家等の所有者等が対象となります。

- ※空き家等…建築物等で、居住、その他の使用がなされていないことが常態であるもの
- ※所有者等…空き家等の所有者又は管理者

## 補助金額

除却工事費の1/2 (補助限度額50万円)

- ※危険空き家等が「防災まちづくり協定区域」内に存する場合にあっては、70万円  
(防災まちづくり協定区域については右記二次元コードをご参照ください)
- ※所有者等調査による加算 費用の1/2 (補助限度額5万円)

NEW!



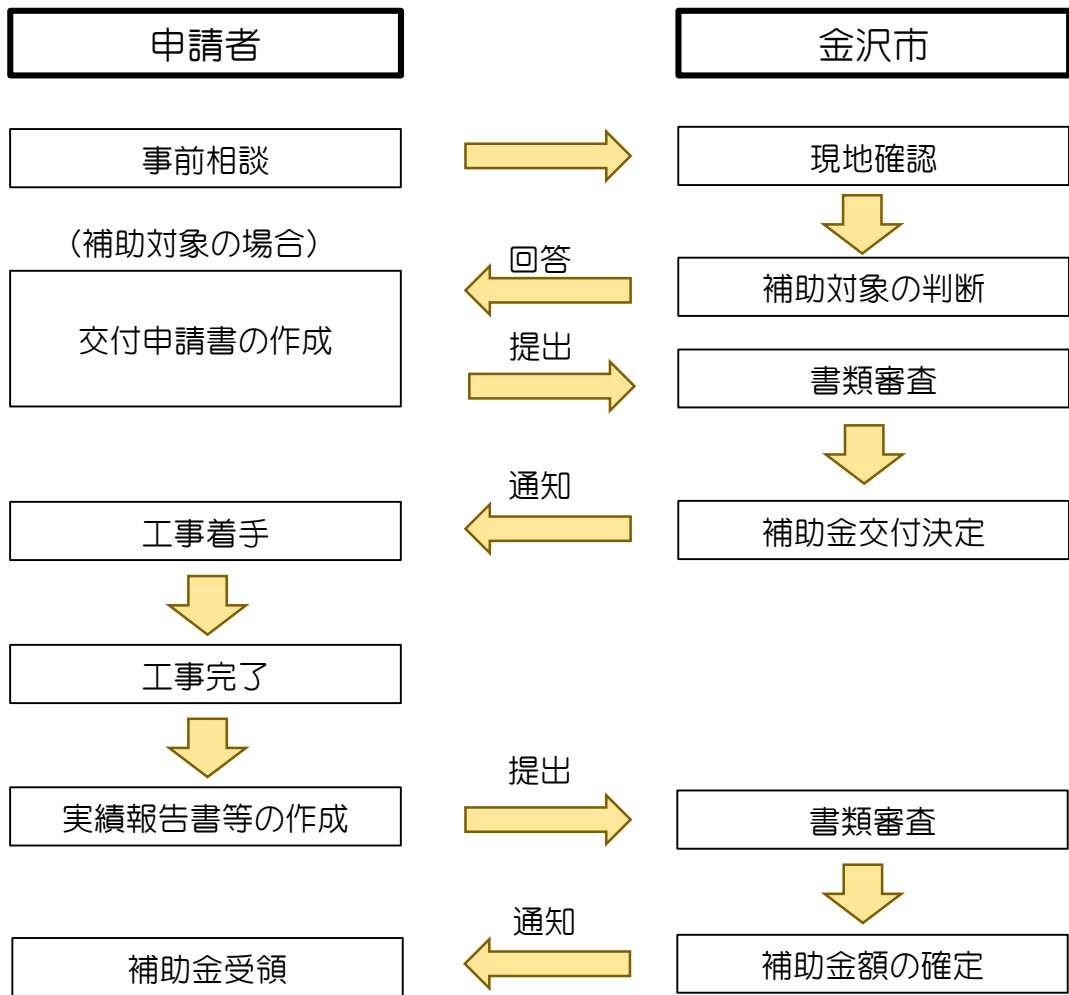
## 問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号(金沢市第一本庁舎3階)  
金沢市 都市整備局 建築指導課 空き家活用室  
Tel 076(220)2136 FAX 076(220)2134



(裏面あり)

## 補助申請手続きの流れ



## 添付資料について

交付申請書	実績報告書
位置図、現況図(配置・平面図)、現況写真 土地・建物の登記事項証明書 工事見積書及び内訳書 申請者以外の所有者の同意書(※1) 解体等事業者の許可又は登録証(※2)	工事請負契約書の写し 工事費の支払を証する書類 (それぞれ印紙貼付、捺印のもの) 工事写真及び完成写真

※1 空き家等の所有者が複数の場合は、その全員の同意書が必要です。

※2 除却工事を行う事業者は建設業の許可(解体工事業等)や建設リサイクル法に基づく解体工事業者の登録を受けた業者等に限りま。

## その他注意事項

◎下記の場合は補助対象外となります。

- ・市税の滞納がある場合。
- ・所有権以外の権利が設定されている場合。
- ・故意に建物を破壊させた場合。

◎なお、金澤町家の保全及び活用の推進に関する条例に規定する「金澤町家」に該当す空き家等については別途ご相談ください。